

2022年6月22日

討論

◆第53号議案 財産の無償譲渡及び無償貸付の件

市民派クラブの中西智子です。

第53号議案 財産の無償譲渡及び無償貸付の件について、反対討論いたします。

この議案は、来年度から市立稲保育所を民営化するために選定された法人に対し、同法人が保育所を運営している期間に、現在稲保育所における建物の本体や工作物等一式を無償譲渡し、同じく土地の無償貸し付けを行うというものです。

以下、私の反対理由を述べます。

1点目に、運営法人の公募時期についてです。稲保育所の民営化方針が2010年に決定されたものの、具体的な日程については決まっていませんでした。

2021年2月に策定された箕面市新改革プランでは、2023年度以降ということで稲保育所の民営化案が示されましたが、2021年8月に策定された新箕面市アウトソーシング計画において2023年4月に稲保育所を民営化するという具体的日程が示されました。そして各保育園がコロナ禍の対策に追われている時期である昨年11月に選定委員会が設置され、公募が行われました。案の定、結果はわずか2法人の応募にとどまりました。桜保育所や箕面保育所の民営化時には4～5件の公募がありました。なぜ、このタイミングに強引に公募したのでしょうか。本来なら、より多くの法人が応募の準備ができる時期を選ぶべきであったと思います。

また、稲保育所の保護者に対しては、民営化については周知を行い、ご理解いただいた上で入所されている、という市の見解でした。しかし、現在入所されている子どもの保護者の中には、まさかこんなに早く民営化されるとは想像していなかった、と言う声が少なからずありました。

2点目に、株式会社法人が選定されたことです。

株式会社法人の保育園を全面的に否定するという意味ではなく、公立保育所の移管法人として、株式会社法人を選定するのは馴染まないと考えます。

例えば吹田市では、公立保育所の民営化に際しては、公募条件として社会福祉法人と学校法人に限定しています。

移管法人は、床暖房設備の設置や、布団の無償貸し出しサービス、道具箱セットの無償配布など保護者ニーズに沿ったご提案をいただいているとのことですが、しかしこれらのサービスにはコストが発生します。そのコストを何かで捻出することになるでしょう。株式会社法人は社会福祉法人などとは異なり、基本的に余剰を生み出さねばなりません。IT の活用などで一定のコスト削減は可能かもしれませんが、保育は人と人との関わりであり、運営費には人件費部分が大きく占めます。結局は人件費など某かのコスト削減が必要になります。仮に人件費コストを削れば、保育士などの定着がはかれず、さまざまなスキルの積み上げが弱くなり、保育サービスの向上に結びつかないことが懸念されます。

3点目に、稲保育所が大切にしてきた人権保育、共生保育などの保育理念についてですが、移管法人の応募書類やホームページ、パンフレットを見ても、細かな記述がないため、よくわかりませんでした。また研修体制についても、稲保育所と同等に実施される体制が組まれるかどうかも確認できませんでした。また、稲保育所では食育とともにアレルギー対応に関しても細やかで丁寧な体制や研修が実施されています。

これらは、保育の質と直結しますので、大変重要であると考えています。

4点目に、支援児の受け入れ体制についての懸念です。

移管法人は療育にも取組まれているとのことですが、支援が必要な子どもは多様です。稲保育所では、公立保育所としての使命から民間保育所では受け入れが叶わない重度の子どもや対応が難しい子どもも受入れてきました。移管法人は、現在入所している支援児は受入れるとしていますが、今後も支援が必要な子どもたちは増える傾向にあります。今以上に、支援児の数が増えた場合や、多様な支援児に対応できるような受け入れ体制が担保されているわけではありません。これでは、これまで箕面市が培ってきた保育が守れないこととなります。

5点目に、引き継ぎ体制に関する懸念です。

過去の民営化時には、移管法人の園長や実際に担当する保育士が、1年間密着して、丁寧な引き継ぎが行われたと聞き及んでいます。現在は引き継ぎが始まって3ヶ月程度とはいえ、現場での聴き取りや市の説明を聞いている限りでは、これまでの引き継ぎ状況とはかなりな開きがあるように感じます。保護者らとの三者懇談をおこないながら丁寧に進めてくださるとのことですが、期待しつつも残念ながら現状では不安を拭うことができません。

最後に、第三者評価についてですが、この制度は社会福祉法第78条に社会福祉事業所の経営者の努力義務として規定されているものであり、事業者が事業運営の具体的な問題点を把握してサービスの質を向上させることが目的であり「良いところ」「努力すべきところ」を指摘するものであって、府内保育所の多くがこの評価制度を受けており、法人の了解を得て評価結果が公表されています。

因みに、このたびの移管法人が昨年受けた第三者評価結果が独立行政法人 WAM NET(ワムネット)のホームページに公開されています。評価は、Aができていて、Bができていてのもの十分ではない、Cができていないというものですが、高い評価がなされていた部分がある一方で、箕面市内の既存の民営化法人の評価には見られないC評価が「福祉サービスの基本方針と組織」や「組織の運営管理」の項目においてそれぞれ数カ所ではありますが、ありました。もちろん、この評価は事業所の優劣を示すものではなく、法人が改善することで質の向上をはかるのが目的ではありますが、委員会質疑のなかでは、法人がどのように改善し、このたびの応募にのぞまれたのかは、よく分かりませんでした。

以上、私はこのたびの移管法人の保育を否定しているわけではありません。移管に際し、公立保育所としての稲保育所が担ってきた保育を引き継ぐという点を重く受け止めています。箕面市は民営化にあたり、これまで稲保育所が担ってきた役割をしっかりと継続させる責任があります。その意味において、移管法人の種々の体制等の確認ができなかったため、現時点では本議案には反対であることを表明し、討論を終わります。